

## 【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】

令和3年中に支払ったスイッチOTC医薬品（特定一般用医薬品等）の購入費が一定の金額以上ある場合において、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種等を行っているときには、医療費控除との選択により、次の計算式によって計算した金額を所得額から控除することができず。

なお、医療費控除の特例を受けるには、医薬品を購入した薬局やドラッグストア等の名称ごとに、購入した医薬品の名称や支払額等を集計する「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となります。また、適用を受ける年分で健康診査や予防接種等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添

付又は提示が必要です。

明細書は、税務住民課 税務・収納グループ窓口で配付しているほか、国税庁ホームページから様式をダウンロードして使用することや、「確定申告書等作成コーナー」で「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、申告することが出来ます。

セルフメディケーション税制は、領収書の提出では受けられません。

平成29年分の確定申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。

※医薬品購入費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

詳しくは、確定申告については、国税庁ホームページ、住民税申告につ

いては、総務省ホームページをご覧ください。

## 【マイホームの取得等と所得税の税額控除】

住宅ローン等の利用によりマイホームの新築、取得又は増改築等をした場合で、令和3年12月31日までに自己の居住の用に供し、一定の要件を満たすときは、住宅ローン等の年末残高の合計額を基に計算した額を所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。

また、住宅の取得等で特別特例取得（※1）又は特例特別特例取得（※2）に該当するものをした個人が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合も対象となります。

（※1）

「特別特例取得」

その住宅の取得等が特別特例取得（※3）に該当する場合で、当該住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されているものをいいます。

■新築（注文住宅）の場合

：令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

なお、土地の所在地を空欄とした契約については、後の土地の取得に関する契約の締結日で判断します。

■分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合

：令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

（※2）

「特例特別特例取得」

特別特例取得に該当する場合で、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅の取得等を行います。

（※3）

「特別特例取得」

住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の消費税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。また、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等を「特定取得」といいます。

例として、新築住宅を取得した人の適用要件は、次の通りです。

①住宅取得後6か月以内に居住の用に供し、12月31日まで引き続き居住していること。

②住宅の床面積が50㎡以上（※）であり、床面積の2分の1以上が自己の居住用であること